

中央教育審議会 初等中等教育分科会
デジタル学習基盤特別委員会の設置について

令和 5 年 4 月 4 日
初等中等教育分科会決定

1. 設置の目的

デジタル学習基盤の整備・充実やそれを活用した教育のデジタル化の推進について調査審議を行うため、初等中等教育分科会に「デジタル学習基盤特別委員会」(以下「特別委員会」という。)を設置する。

2. 委員等

- (1) 特別委員会の委員は、初等中等教育分科会長が指名する。
- (2) 特別委員会に委員長を置き、特別委員会の互選により選任する。
- (3) 委員長に事故があるときは、委員長が特別委員会に属する委員のうちからあらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- (4) 特別委員会においては、必要に応じ、特別委員会の委員以外の者の協力を得ることができる。

3. 主な検討事項

- (1) 学校 I C T 環境の整備やその活用推進の在り方
- (2) デジタル教材の在り方
- (3) 教育データの利活用や教育情報セキュリティの推進方策
- (4) 児童生徒の情報活用能力の育成・把握の在り方
- (5) 校務 D X の推進方策
- (6) 教育行政調査の電子化・クラウド化の推進方策
- (7) その他

4. 設置期間

本特別委員会は、3. の主な検討事項に関する審議が終了したときに廃止する。

5. その他

ここに定めるもののほか、議事の手続その他特別委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が特別委員会に諮って定める。